

# 今後予想される建設行政の方向

**POINT**  
 届出・登録制度の新設検討、行政手続の簡素化、  
 社会保険への加入推進強化、働き方改革の推進。

将来の建設業経営のために、今後どのようなことを行政  
 庁が考えているのか教えてください。

## 建設業許可取得のすすめ

まず建設業許可については、土木工事業・専門工事業においては、500万円未満(消費税込)の軽微な工事のみを請け負う者については、建設業許可を得なくても建設業を営むことができることとされています。

しかしながら、無許可業者に対しても国交相都道府県知事は指導監督等ができる仕組みとなっており、平成18年からの10年間でも、500万円以上の工事を請け負う等で無許可業者162業者が全国で監督処分を受けています。このため、現在許可を取得していないとしても、将来的に500万円以上の工事を請け負う可能性があるのでしたら、建設業許可を取得することをお勧めします。

また、今後も許可を要しない500万円未満の軽微な工事のみを請け負うというものであっても、技術者の配置義務や一

定の種類の工事を業として営む場合の届出制度あるいは登録制度の新設等が検討されており、申し添えます。

許可を取得するにあたり、許可要件のひとつとして取締役等の地位において建設業の経営業務を総合的に執行した経験が必要年数有する方が常勤役員内にあることが必要ですが、この6月30日より一部緩和されましたのでお知らせします。許可を受けようとする建設業、例えば塗装工事業としますと、①5年以上の塗装工事での経験年数か、②塗装工事だけでなく防水工事等のほかの工事での経験を加算し7年以上が必要でした。このうち②の場合について経験年数が7年から6年に短縮されましたので、事業承継し易くなりました。

また電気通信工事に関する技術検定の創設が来年度にも計画されていますので、あわせてお知らせします。

## 行政手続の簡素化、社会保険への加入推進強化

本年3月に規制改革推進会議において、行政手続の簡素化を推進していく方針が示されたため、国交省内では添付書類も含めた電子申請のあり方や虚偽申請に係る対応のあり方を含め、申請書類等を簡素化する方向で検討がされています。なお、建設業の担い手確保の観点から、社会保険の加入など労働者福祉への取組状況を許可要件にすることも検討されています。

公共工事に進出するに必要な経営事項審査(経審)や約款の改正については、7月に開催される国交相の諮問機関である中央建設業審議会にて議論され、経審においては社会保険や地域貢献に関する内容が議題に盛り込まれると予想されます。具体的には、「社会保険未加入の減点強化」、「防災活動の加点拡大」、「建設機械の加点強化」、「くるみん認定(子育てサポート企業)としての厚生労働大臣認定)について加点等」と考えております。

また、平成31年10月に予定どおり消費税がアップされ、その4年後に帳簿仕入方式からインボイス方式への変更につき政策的な措置がとられなかった場合、理論上仕入が同額なら課税業者から仕入れたほうが有利になるため、免税事業者が取引上不利になる懸念があります。

式からインボイス方式への変更につき政策的な措置がとられなかった場合、理論上仕入が同額なら課税業者から仕入れたほうが有利になるため、免税事業者が取引上不利になる懸念があります。

## 国交省が進める「働き方改革」

最後に、建設業の魅力を高め、若年層や女性の入職を促進し担い手を確保していくため、時間外労働の上限規制が改正労働基準法施行後5年以内に適用となるほか、国交省としては「働き方改革」という文言を前面に出し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入促進、長時間労働の是正や週休2日の確保などのために、民間発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置し、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、業界の取組への支援等を進めるはずで

## 回答



行政書士  
**前田芳秀** さん